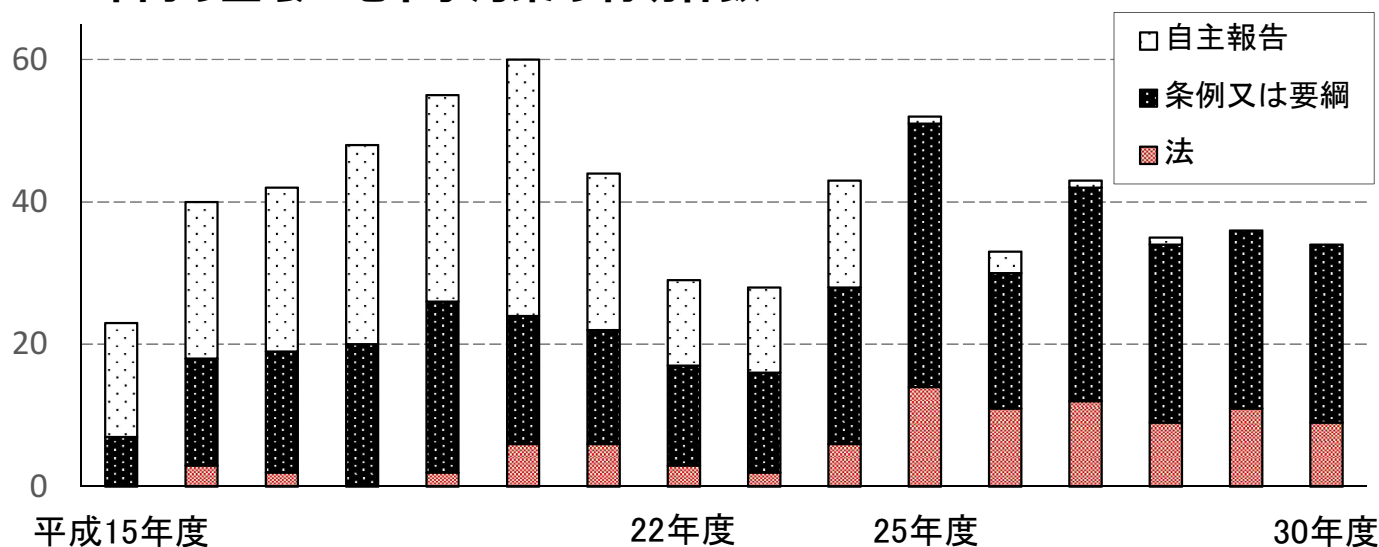


1 背景

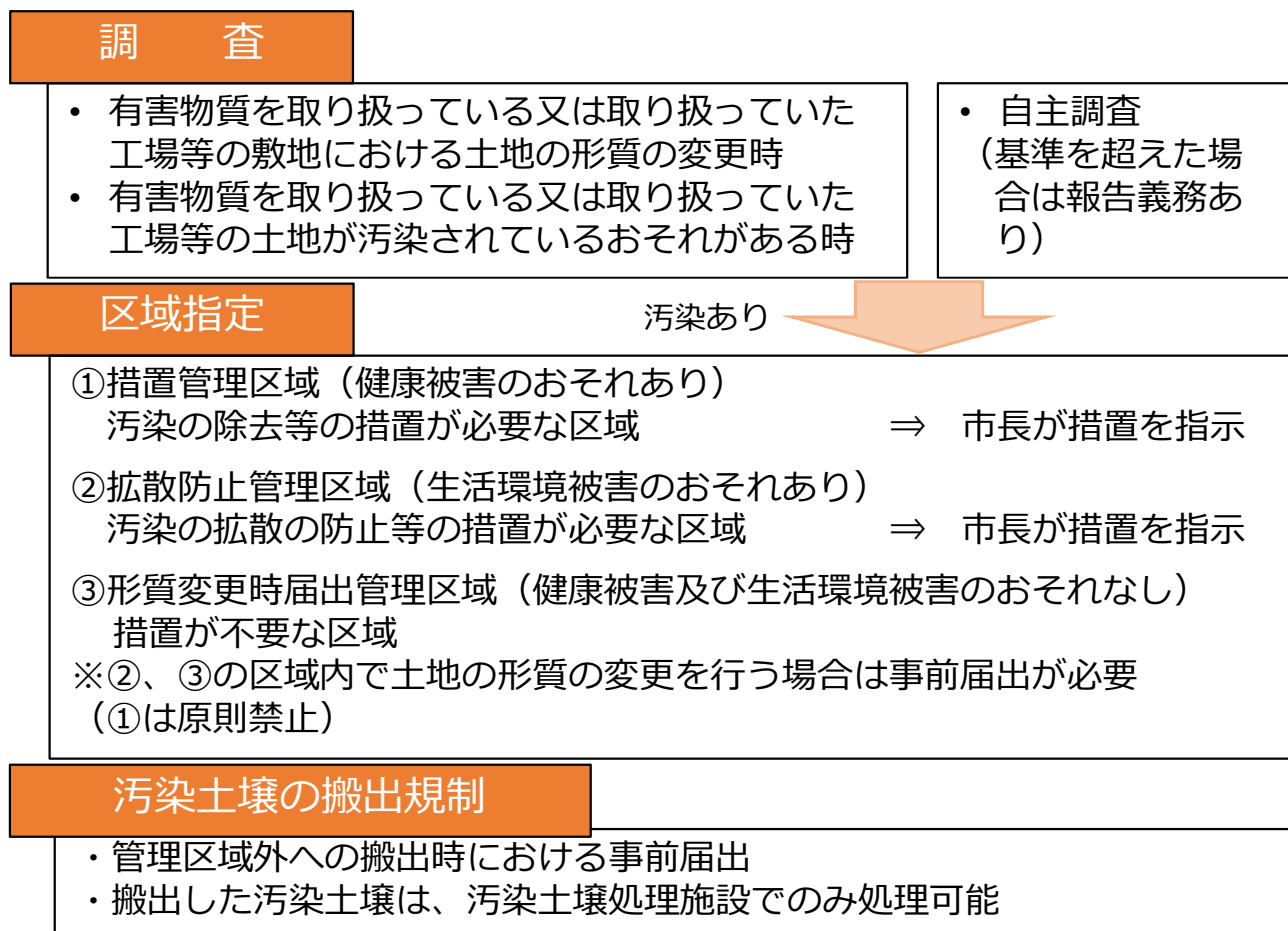
市では、土壌汚染対策法及び環境保全条例により土壌・地下水汚染対策を推進している。

平成29年の法改正で規制の内容が見直されたことにより、法と条例の対応に差が生じている。また、条例独自の制度についても平成24年の改正から7年が経過し、新たな課題が明らかになっている。これらを受け、条例による規制のあり方について平成31年1月に市環境審議会に諮問され、部会において調査審議を行っている。

2 市内の土壌・地下水汚染の判明件数



3 条例による規制の概要



4 部会での審議内容

(1) 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

法と条例で差異が生じている調査方法、区域の指定、汚染土壌の搬出に関する規制等について、見直しの方向性を検討した。

意見

土地の形質の変更時における調査対象深度の限定

- 法では調査対象深度を掘削範囲プラス1mとすることが認められた。条例では現在有害物質を取り扱っている工場等の調査の場合のみ深度の限定を認めるべき。

措置が必要な区域における汚染除去等計画の作成

- 法では汚染除去等計画書の作成・提出が義務付けられた。条例では市の指導により自主的に提出されていることから、当面は提出の義務などの規定を設ける必要はないが、指導の根拠は定めるべき。

汚染土壌の処理施設以外への搬出に関する特例

- 法では自然又は埋立て土砂に由来する土壌汚染の区域間の移動が認められた。処理施設への搬出抑制につながることから、条例でも認めるべき。

(2) 自主調査への対応

条例で義務付けている自主調査の報告に基づく区域指定について、規制の合理化・効率化を行うための見直しの方向性を検討した。

意見

市が定める調査方法以外の調査の取扱い

- 広く土壌汚染に関する情報を収集し公表すべきであり、調査方法を限定すべきではない。健康被害又は生活環境被害のおそれがある場合は、詳細調査を求めることができるようにすべき。

汚染土壌を直ちに掘削除去する事案への対応

- 汚染の判明後に一定期間内に除去の計画が提出され、除去が完了し報告を受ける場合は、区域指定制度によらない新たなしくみで情報管理を行ってもよいが、計画の提出等に係る手続きの根拠を定めるべき。

(3) その他

意見

土壌・地下水汚染に係る情報の開示

- 市民や事業者が求める情報を的確にとらえて、ニーズに合わせて情報開示の手段を考慮しつつ、広く開示すべき。開示にあたっては、市の考え方を基本方針 (ポリシー) として明らかにしておくことが望ましい。